

第1分科会

司会：新井 浩文（埼玉県立文書館）
記録：山形 隆司（元興寺文化財研究所）

本分科会は「市町村合併と公文書保存」というテーマで開催された。

司会

第1分科会は昨年度の富山大会の大会テーマである「市町村合併と史料保存」を引き継ぐかたちで行う。

午前中の全体会Ⅰの山本報告のなかにあったように、実際に市町村合併に際し各地域で様々な取り組みがなされている。その取り組みについて、最初に「市町村合併と公文書保存」と題して広島県立文書館の安藤氏から、そしてその後、「市町村合併と文書管理」と題して新潟市歴史文化課の藤塚氏からそれぞれご報告頂く。

この会場には全国から多くの方々が集まっているので、参加者の方々からいくつかぜひコメントを頂き、意見交換の場としたいと考えている。会場からの積極的なご発言をお願いします。

それでは、ご報告をお願いしたい。

<報告内容については報告者のまとめを参照していただきたい>

○質疑応答・意見交換

水野 正和（富山県公文書館）

藤塚氏に伺う。新潟市において合併時に一括保存する公文書の試案を大会要項64頁に提示して頂き、説明も頂いた。合併する予定の各市町村とも協議をされ、実務的には進んでいることと思う。

これにつき、どこかの時点で正式な形式をとる予定はあるのか伺いたい。

藤塚 明（新潟市歴史文化課）

実際には市町村ごとに状況が異なり、現在は担当者どうしの試案のつきあわせが必要な段階であり、これからどうなるかは未定である。

水野

さらに藤塚氏に伺いたい。合併協議会等では、文書等については実務的に進められるのが普通であろうと思う。合併協議会等での報告は予定されていないのか伺いたい。

藤塚

調書の中にはこれだけ細かいことは記されないと思う。調書には、保存期間未了の文書はすべて引き継ぐという大前提を書いて頂きたい。これが第一義である。

田中 純夫（新潟市歴史文化課）

藤塚氏のコメントを補足説明したい。新潟市は現在、任意協議会が終わった段階であり、文書保存については議論の項目から抜け落ちていいる。おそらく全国的にも文書保存が任意協議会の幹事会での議題となった例はないと思う。

したがって、事務レベルでの調整になるので、任意協議会が終わった現段階ではそこまで話しがっていない。ただ先行的には実務レベルでの話しあいを行っており、基本的には新潟市の制度に移行するという確認をとっている。

また移行方針調書の作成に入っており、それに基づいて協議が始まったところであり、その考え方の枠組を藤塚試案が示しているのである。これから協議が始まれば、歴史文化課が動くだけでは不十分で、総務から流れてくる現用・半現用の文書がある以上、歴史文化課と総務が合同部会を開く必要があり、そこでの協議

を通じて移行調書に内容が与えられることとなる。

それをどのようにまとめるかという現場の視点から藤塚試案が出されたのである。

司会

お二人の報告に対する質問は以上とさせて頂く。午前の山本報告の中でも要項42頁に各自治体の公文書保存の取り組みがまとめられていた。この会場には市町村合併に係わりのある方が多数参加されているので、そのうちのいくつかの事例について報告を頂きたい。

これから取り組むべき方策については、安藤報告、藤塚報告の中に多くの示唆があったが、安藤報告の中では広島県が3年間行った市町村への出向き調査の説明があり、実際に現場を見た上で広文協を立ち上げられたとのことであった。

同じような事例として鳥取県の取り組みを報告頂きたい。実際まわられた結果どうだったかお聞きしたい。

安藤 文雄（鳥取県立公文書館）

最初は、県史編纂時の史料不足を市町村役場文書で補うということで昭和30年代から市町村役場まわりを始めた。

次に公文書館をつくる時明治期および昭和期の町村合併の展示を行い、その際も調査を行った。その後、明治期以降の初等教育の悉皆調査を行い、県下の全小学校をくまなくまわった。

それから市町村役場については県が市町村に送った様々な文書、しかも県が廃棄してしまった文書。これを捜してまわるところから始めた。これは県史に続いて、10年くらい前からまわっている。

その後、県議会で知事に対して「市町村合併が近いが、大事な公文書の保存について県はいかに考えているか」という質問がなされ、それ

に対して「全面的に協力をしたい」という答弁があり、次年度からこの事業のための専門調査員が1名増員され、県をくまなくまわるための車の予算がついた。それで館長とその担当者2～3名がまわり、まず趣旨を説明し、詳しく文書の保存状況などを聞いた。

その前に県庁の総務課がアンケート調査を行っていたが、その食い違いの大きさには驚いた。アンケート結果の過信は危険である。

担当者は1～2年で交代し引継ぎが不十分であり、自分が管理している文書の所在についての知識が少ない。また一度行くだけではなく、幾度となく足を運ぶことで文書がどこからともなくあらわれてくる。市町村史編纂関係、公民館・農協・小学校などいろんなところから出てくる。そして担当者もどんどん若くなり昔のことをご存知ない方も増えてきている。さらに規則はあるがそれをきちんと実践しているところは少ない。

およそ市町村の公文書が一番大事であり、生まれてから死ぬまでの地域住民の歴史がそこに残されている。市町村へ出かけて行き思うことは、市町村は本当に余裕がない。人も少ないし、この方面への経験・知識が少ない。

そこで出来る限り出かけて行って、燻蒸消毒、整理、一時預かり、市町村史等での活用などで協力し、大事な資料をその場で保存するようにしている。組織的な事業は今年からであるが、それ以前にすでに9町村ほどまわっている。

ダンボール箱詰めした文書をトラックで運び、燻蒸消毒し、それからカードを1点ずつとり、目録をつくり、目録とともに文書を返却しその文書の性格を説明し、それから保存場所等がない場合には一時的に公文書館等で預かり、その際に県で必要なものはマイクロフィルム等に撮影させて頂くということをやっと続けている。行政的に違う組織であるというような意識は取り払い、今出来ることをしないといけない。

また、合併を予定していない市町村も含めて
悉皆全県下の調査を目的としている。昭和の大
合併以前の文書については、全部保存する方針
である。

現在、4分の1程度が済んだだけであるが、
鳥取県でも安藤報告の中で紹介された旧深安郡
山野村役場文書と同様な大東亜戦争関係文書が
廃棄寸前に発見され、周辺の市町村史でも利用
されている。

我々は、これからも出来る限り市町村文書保
存については協力していきたいと考えている。

司会

只今の報告にあったように、こちらから出向
き市町村の公文書の実態を把握して適切なアド
バイスを行うということは、都道府県公文書館
と市町村との役割分担あるいは関係を保ってい
く上で重要な活動と考えられる。

同じように、県下でアンケートを実施された
群馬県の事例を報告頂きたい。

佐藤 健（群馬県立文書館）

公文書保存に関するアンケートを9月に群馬
県立文書館と群文協で県下全市町村を対象に実
施した。群馬県は大合併が進んでいないので、
旧役場文書の残存状況を中心にアンケートを実
施した。アンケートなので、市町村によって精
粗があるが、だいたいの傾向を知ることはでき
る。

また群文協で実施している研修会・講演会に
についても市町村によって意識の差が大きい。行
政指導の重要性は認識するが、市町村に研修会
等への参加を強制することは、行政権限がない
のでできない。ただ来年の県が行う市町村の文
化財担当者会議には館長が出向いて話しをする
という案も出ている。県内の市町村職員がすべ
て出てくる会議を利用するという方策も必要と
考えている。

司会

只今の報告では、文書館あるいは各県史料協
議会という団体からアンケートを出す場合、横
の連携を利用することとなり、うまく機能しな
い部分もあり、縦の部分を利用することも必要
であるとの提言を頂いた。

また、実際に市町村において資料保存の中心
的役割を果たす文化財担当者の話が出たが、長
野県では教育長名で通達が出されている。

それを受けられた立場から、その文書を受け
られてどのように動くことを考えておられるか
について報告頂きたい。

南部 義久（長野市誌編さん室）

長野市では市誌編纂事業を行っており、来年
度事業終了予定である。

現在、事業終了後の史料の保存を検討中で、
来年度に公文書館準備室準備事業の予算が計上
されている。

現用文書は庶務課文書管理係、非現用文書は
市誌編さん室が担当している。公文書は持ち帰
り保存はしているが、整理はまだ進んでいない
というのが現状である。

長野県教育長名で出された文書については、
効果があったとの実感は薄い。

司会

岐阜県でも同じような通達が出されているよ
うなので、その事例についても報告頂きたい。

亀谷 泰隆（可児市史編纂室）

文書保存についての通達は、県教育委員会か
ら来ていると思う。市史編纂室にも教育委員会
を通じて来ている。

長野県と同様に現用文書については総務課行
政係、非現用文書については教育委員会部局の
市史編纂室が扱っている関係で、特に合併に係
わってくると行政係は選挙など色々な業務を行

っており、なかなか文書の保存について協議する時間がなく、公文書保存に関する文書が届いてもそれが実効的な役割を果たしているとは考えられない。

司会

そのような文書が出されているということに対してそれを受ける側も様々な取り組みをしてゆかねばならないという報告であったと思う。

お二方は文化財関係から来た文書ということであったが、それ以外に市町村の文書担当者・総務課・庶務課に対する要請・説明会を行われている山口県文書館の方にコメントを頂きたい。

村松 優一（山口県文書館）

全史料協が平成13年に国に対して保存についての要請を行い、国がそれを受けて、都道府県の市町村合併担当部長に対してそういった内容で市町村を指導するようという通達が出た。それを受けて山口県市町村課が担当者会議を行っているが、その議題の一つに加えた。2頁くらいの資料が作成され、担当者に対して説明がなされた。

司会

以上、文化財関係機関あるいは文書館等での説明会といった取り組みの報告を頂いた。その他こんな取り組みをやっているとか、あるいは今までの報告についての意見を伺いたい。

吉村 利男（三重県史編さん室）

現在、県史編纂を行いながら文書保存の方も担当している。先ほどからの教育委員会とか市町村の文書担当の方々との会合であるが、遅ればせながら10月9日に教育委員会と知事部局の共同で研修会を開催した。

市町村の文書担当者および市史編纂担当者、文化財担当者の三者を寄せてアンケート調査を

行い、旧村役場文書と現在の行政での文書に分けて研修会を開いた。

そこで旧村役場文書でかなり揃っているものについては、たとえば市町村指定を促進する方法があるのではと提案した。一部の自治体からは指定も考えているとの回答を得ている。これも一つの方法ではと思い、発言させていただいた次第である。

司会

これについては、同じような取り組みとして京都府立総合資料館の県行政文書が国重要文化財に指定されている。

また、指定文化財への動きとしては新潟県内でもそういった動きがあるようであるが、それについて報告頂きたい。

長谷川 伸（新潟市歴史文化課）

公文書の県指定の文化財がある。ただ県で持っているものではなく、新潟市と亀田町と新発田市が持っている水道関係資料がこのたび文化財指定になる。公文書はとっておけば、保存しておけば必ず歴史資料になっていくということを市町村でも認識していたことが重要であろう。

新史料協の運営委員としての立場から、先ほどの通達の効果について話しをさせて頂きたい。

4月1日に要請文を県の市町村合併推進課と各市町村の合併担当課、それから各市町村の総務局および歴史資料担当に送付した。

その成果がどうであったかという、10月30日に研修会を行ったが、それに先立ち県の文書館でアンケート調査を行った。その一例をいうと8月にすでに新発田市と豊田町が合併したが、この要請文を受けて新発田市の合併担当課が豊田町の文書主管課に対して要請文の趣旨の説明を行っている。

それから長岡市周辺でも具体的な保存主管担当者の会議が開催されている。その他、図書

館・博物館・教育委員会など主管課以外のあらゆる立場から公文書の保存のために奔走するといい動きが出てきた。

そういう意味では、すでに捨てずにとっておくという意識の向上までには至ったのではないかと新史料協の立場からは感じる。

その中で今日の報告との係わりでは、新潟県の場合はどちらかといえば、山本報告にあったように市町村が当事者意識を高めることが第一ではないか。だから藤塚報告のようなかたちになるが、まずは自分たちで残したい文書は、自分たちで明確にするという話しになる。

ただし、そこから先は、その自治体に強制力があるわけではないので、その自治体が今考えている裁量の部分に委ねざるをえない。それが合併前における公文書の保存の現実ではないかと考える。

ただ、全市町村に網をかけるということは新史料協のような団体であっても限界があるので、やはり県の文書館あるいは県の指導力・影響力が必要であると考えられる部分もある。午前の山本報告の趣旨は我々もいっしょに取り組んできて大変共感したところである。ただ県の文書館も動きにくいということもあろうし、既存の文書館がどうあるべきかという問題はこれからともに考えて頂きたい。

司会

只今の報告は市町村での公文書保存の動きの裾野が広がってきたとの報告であったと考える。それは午前中の山本報告および安藤報告、藤塚報告の中でも窺うことができる。

この第1分科会で、今後の取り組みについても議論できればよかったが、その問題については全体会Ⅱに引き継ぎたい。第1分科会としては、2本の報告を中心として意見を交換するかたちをとった。その中でいくつか新しい光が見えてきたように思われる。

1つは、県の公文書館・文書館が中心となって市町村に出向き、市町村と連携をとり共に合併時における公文書保存の取り組みが始められているということ。

2つめは、我々は公文書館法を持っており、前回の富山大会でもこの法律を武器に公文書保存に取り組んでいくという方策が話された。

そして、今回もう一つの方策として、現在市町村の公文書保存の中心となっているのが文書担当者だけでなく、文化財担当者が多い現状を考え、彼らにより理解されやすい文化財指定という方策もあるのではないかという貴重なご意見を頂いたことである。

これについては、先ほど報告頂いた新潟県あるいは京都府では文化財指定への取り組みがすでになされている。したがって、これからは自分たちの問題として考え、自分たちの武器を最大限に使っていくということが必要になってくるという気がする。これで第1分科会を終了する。



第1分科会 会場風景